

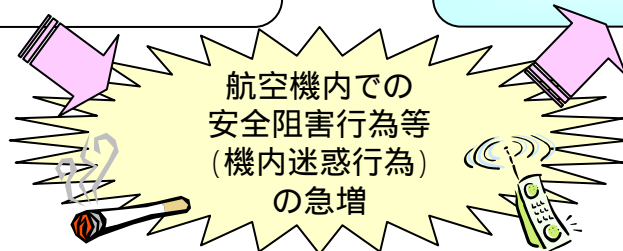
航空機内におけるいわゆる”機内迷惑行為”を防止するための法律が成立しました！

7月11日、いわゆる”機内迷惑行為”を航空機内における安全阻害行為等と捉え、これら行為を防止するための「航空法の一部を改正する法律」が、国会で成立しました。

【どうして法律が必要なのか】

航空機利用の一般化
機内の全席禁煙化
携帯電話などの普及 等

安全で快適な空の旅をお楽しみ頂くため、機内における安全阻害行為等を防止する法律ができました！



【この法律で何が変わるのか】

機内での「安全阻害行為等」が禁止されます。

以下のものを含め、機内で禁止される行為が法律で定められます(注)。

(例) 非常口等の扉を操作する行為

トイレで喫煙する行為

禁止された電子機器(携帯電話など)の使用

指示に従わずに、座席ベルトを着用しないことやクライニング等を元の位置に戻さないこと 等

禁止行為を行った者に、機長は「禁止命令」を出すことができます。

禁止される行為を行った者に対して、機長は「引き続き行ったり、繰り返してはならない」との命令(「禁止命令」)を発することができるようになります。

「禁止命令」に違反した者には、50万円以下の罰金が科せられます。

機長から「禁止命令」を受けたにも拘わらず、その行為を引き続き行ったり、繰り返した者には、50万円以下の罰金が科せられることとなります。

注:禁止行為の詳細は、「航空法施行規則」に定められます。

【いつから適用になるのか】

法律の施行は、2004年1月15日からです。